



獨協ロー

獨協大学法科大学院の修了生に対する支援講座が2021年度前期をもって終了する。最後の支援講座を受講する修了生にとってみれば、「獨協ロー」の修了資格で司法試験を受けることのできる最後の年である。努力が結実することを祈っている。新入院生の募集を停止して以降も続けられてきた支援講座であるが、これで名実ともに獨協大学法科大学院は閉じることになる。

この間に排出した法曹資格者（司法試験合格者）は、57人（別に、その後、他の法科大学院に行き、司法試験に合格した者もいる。）。一人一人が、それぞれの場で個性も活かして活躍しているのを見るにつけて、誇らしく思う。

会う機会はなかなかないが、ある修了生がSNS上でミャンマー情勢に意見するのを見にし、そういうふうにあのときも、ビルマ料理を食べながらそんな話をしたな、などと思い出す。外国に目を向け、そこで力を発揮している修了生もいる。彼らに何かし得たかはわからないが、少なくとも彼らと関わりを持った時間の中で得たものは大きい。一緒に仕事をすることができたりするのも法科大学院教員冥利につきる。

また、当事者的には残念ながらと言って差し支えないと思うが、法曹になることのできなかった（ならなかった）修了生も多くいる。法曹になったものとは違って、それこそ会う機会もつくりにくいが、会えることもある。先日も、北陸に仕事で赴いたとき、当地で弁護士として勤務している修了生と、北陸・信越で公務員になっている2人が集まってくれて、いろいろな話をした。いうまでもなく、彼らもまた修了生であり、共有する時間や話は貴重である。

さらに、旧姓が当時、私と名字がいっしょであることをネタに冗談も言い合っていた修了生は、その後、あの震災で被災し、福島から子どもと自主避難を余儀なくされ、その権利が認められていないことに毅然と立ち向かい、今はその訴訟を代表する原告になっている。「逃げる権利＝被爆からの自由」を確信するに至った経緯が1冊目の本に続いて、2冊目の森松明希子著『災害からの命の守り方 一私が避難できたわけ』（文芸社）に綴られている。先日も電話で話したが、沢山の私の旧知の友人と思わぬところでつながっているのもおもしろい。

法曹養成においては、法科大学院に行かず、あるいは早々に切り上げて、予備試験を経由して法曹になることが優秀な法曹の証しのように思われている節もあるが、こうした修了生の一人一人を見ていると果たしてそうなのだろうかと思う。「なるか、ならないか」は、1か0の世界であるが、そうしたデジタルの世界で切り落とされたアナログの豊かさが人間の世界には何よりも大事である。そんなことを彼らは体現している。

弁護士 野村 武司

Information

事務所案内



●法律相談のご案内

法律に関する問題で困ったことがありますら、お気軽にご相談ください。
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。
相談予定日はホームページでもご案内しております。
電話番号 048-946-1730
受付時間 月～金（祝日を除く）9:30～17:30
※法律相談は30分5,500円（税込）です。
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

●新型コロナウィルス感染症対策について

（法律相談の実施にあたってのお願い）
①入口備付けの消毒液にて手指の消毒をお願いします。
②相談時はマスクをご着用ください。
③発熱等の症状がある場合、相談日を再調整しますので、事前にご連絡ください。
④換気のため、相談室の窓を開けますのでご了承ください。
※室内はアクリル板を設置して感染防止対策をしています。

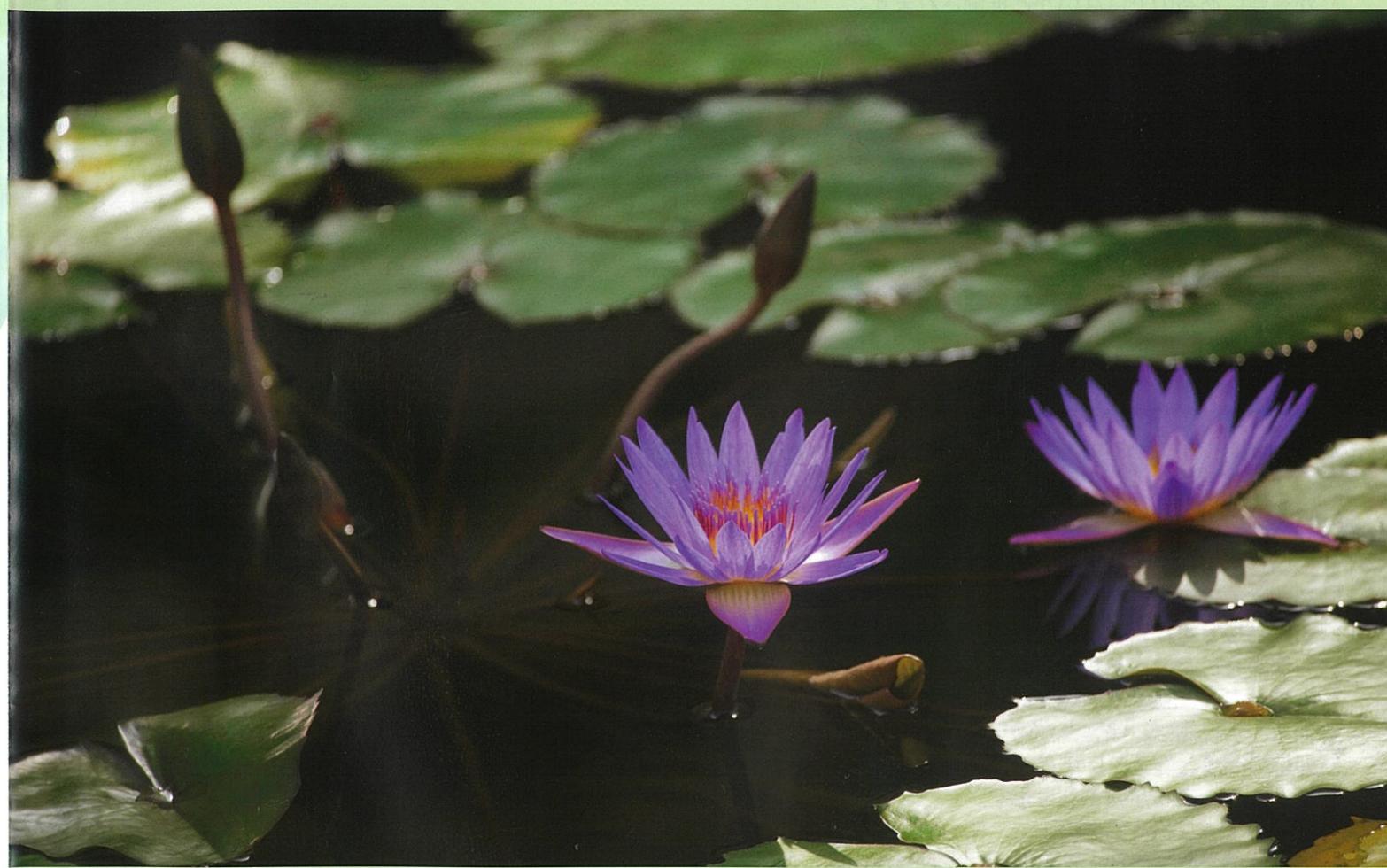
ホームページも是非ご覧ください。 [獨協法律] 検索

獨協地域と子ども法律事務所



CONTENTS

- 子どもの面会交流 ■いじめ問題 ■少年法改正について
- 民事執行法改正に関する事務所勉強会 ■弁護士費用保険のすすめ
- 獨協ロー ■インフォメーション（法律相談のご案内）



ご挨拶

新型コロナウィルス感染症の収束がなかなか見通せない中、皆様どのようにお過ごしでしょうか。一刻も早くコロナ禍を克服し、正常な日々に戻ることを祈っております。

私たちの生活に必要な医療体制や保健所等の公衆衛生は、知らぬ間に社会の中で軽視され、コロナ禍において「自助」の名のもとに、多くの犠牲を強いられました。また社会の中で、生存権をはじめとする基本的人権等の憲法の精神が活かされていないことも明らかになってきたと思います。

コロナ禍を一日も早く克服すると同時に、憲法の精神が活かされる社会、一人一人の人権が活かされる社会をつくってゆきたいとつくづく思います。憲法は変えるものではなく社会の中に活かすものです。子どもたちをはじめとして、一人一人が大切にされ、人権が保障される社会をつくるために、所員一同奮闘していきたいと思います。

所長 弁護士 柳 重雄

.....子どもの面会交流.....



家庭裁判所において、面会交流の申立の件数が増加しています。本来は、子どもの都合などを考慮しながら当事者間で条件を取り決め、実施されるのが望ましく、子は、親が離婚をしても双方の親の間を行き来しながら成長していくことが望ましいと考えられますが、当事者では話合いができずに、裁判所に持ち込まれることが増えているのです。

面会交流の事件の増加に伴い、裁判所は、面会交流の原則実施論と言われる立場にたち、面会の実施に不安を持つ監護親に面会をすることを強く求めるようになりました。もちろん、面会交流が子の成長にとって有益であるとの海外における調査結果等を踏まえてのことですが、DVや児童虐待などがあったことが立証されない限りは、監護親は、面会の実施を強く求められるようになり、精神的に疲弊するという事態も生じてきました。

昨年の6月になり、裁判官と家庭裁判官の共同チームが論文を発表し、裁判所の運営につき、原則実施論と受け取られていたことは間違いであるとして、原則・例外で単純に判断するのではなく、細かく利益を洗い出し、面会の実施にむけて調整するべきであるとして、これまでの実施一辺倒の方向性を修正するようになってきました。これは、面会交流の実施において問題が生じ、再度の調停申立や強制執行(直接・間接)がなされるようになったことが背景にあるのではないかと推測されます。

では、子どものためになるはずの面会交流が、なぜうまくいかないのでしょうか。いろいろな要因が複雑に絡み合っていると思われますが、一番の問題は、裁判所が事後の調査を行わないことにあると思われます。家庭裁判所の裁判官、調停委員、調査官は、調停室のなかで面会交流を議論し調停が成立した後は調査することもなく、自分たちが関与し、決まった調停内容がどのように実践され、問題が生じているかについて全くというほど情報をもたないのです。そのため、海外の論文や調査結果をもとにして、面会交流が有益であると主張し続けているのです。海外とは、法律体系、社会的習慣、家族に対する考え方の違いなどがあり、面会交流の場面だけを取り出しても、日本で同じように意味があるとは安易にいえないはずです。裁判所は時間と費用をかけて、成立後の経過を追跡調査し、どのように面会交流が実施され、子どもの成長にとって、どのような影響を与えているのかを日本の生活にあわせて明らかにしていく必要があるのではないかと思われます。

弁護士 井原正則

.....いじめ問題～代理人の役割～.....



いじめの被害を受けたお子さんと保護者から、学校への復帰に向けた調整の依頼を受けることがあります。そのため、被害者側の代理人として学校と協議をすることが多いです。また、複数のいじめ重大事態の第三者委員会の委員も担当しており、教員の聴き取り調査をすることも多いです。

保護者と学校、それぞれの立場からお話しを聞いて感じることは、いじめが深刻化するケースでは、保護者と学校との間に強い不信感があることです。保護者には、学校がきちんと対応をしてくれないと強い不満があります。他方、学校側は、保護者が何を考えているのか分からず、家庭にも問題がある等と認識し、いじめではなく保護者対応の問題と捉えていることがあります。学校が既に調査をしたもの、いじめの事実が明らかにならなかった場合には、その傾向が強くなります。

そのような相互不信の中で、傷ついた子どもは取り残され、苦しみ続けます。お子さんが学校に復帰したいと考えている場合に、代理人としてまずすべきことは、保護者と学校との意思疎通を円滑にすることです。相互不信の中では建設的な議論ができません。そのため、正確かつ詳細に事実関係を共有していく、相互の誤解を解いていくことが大切です。その上で、子どもが苦しんでいる事実、子どもがどうしていきたいと考えているのか、学校にきちんと向き合ってもらう必要があります。

また、学校が既に実施した調査が不十分であると感じるケースが多いです。いじめたとされる子どもだけに聴き取りをしたり、聴き取り内容が特定の行為をやったのか否かだけになっていることがあります。しかし、いじめたとされる子どもに聴き取りをしても、事実が明らかにならないことが多いです。そのため、いじめに直接は関係していない周囲の子ども達(クラスメイトや部員等)への聴き取りは不可欠です。さらに、いじめ(傷つき)は、人間関係の中で生じます。行為のみならず、人間関係も調査していかなければ、いじめの実態を明らかにすることはできません。調査方針や方法について、学校と綿密に協議する必要があります。

さらに、学校は、安易に子ども同士で謝罪をさせようとします。しかし、それは問題解決に繋がらないことが多いです。いじめを受けたお子さんが何に傷ついたのかについて、いじめたお子さんに具体的に理解してもらうプロセスが必要です。形式的な謝罪では、いじめを受けたお子さんは、さらに傷つくことになります。

傷ついたお子さんの意見に常に耳を傾け、様々な場面で調整活動を行っていくことが代理人の役割だと考えます。

弁護士 川原祐介

少年法改正について

少年事件の件数が減ってきて、少年事件を担当する機会が減っていると言われるもの、昨年は、4件の少年事件を担当しました。

家庭環境が安定していない少年、発達障がいを抱える少年など、非行に至る背景、家庭環境など、当然、少年ごとに事情は異なりますが、それぞれの少年が自己の課題を乗り越えて成長することを願っています。

少年院送致となった少年もいましたので、コロナ禍では、面会も思うようにはいかないかもしれません、そのうち、少年院に面会に行ければと考えています。

さて、民法の成人年齢が2022年4月から18歳に引き下がることもあり、少年法においても、適用対象となる少年の年齢をどのようにするかなどについて、これまで法制審議会ずっと議論が続いてきました。2020年10月、法務大臣に答申され、現時点では、議論の場が国会に移っています。

改正案は、18歳、19歳の少年を「特定少年」と位置づけ、全件を家庭裁判所に送致する仕組みは維持しつつも、原則逆送事件の範囲を拡大するなど、18歳未満の少年とは異なる取り扱いをするものとなっています。

この改正案が可決されてしまった場合には、18歳、19歳の少年への影響が大きく、弁護人・付添人としての活動にも影響が出ることになります。

これまで担当してきた18歳、19歳の少年のことを思い出すと、可塑性がある18歳、19歳の少年にとっても、少年法の目的である「健全育成」の趣旨は当てはまる感じていますので、その趣旨に合致する制度であり続けてほしいと考えています。

弁護士 久能由莉子

民事執行法改正に関する事務所勉強会

弊所では定期的に士業関係者を招いて勉強会を開催しております。今回は新型コロナウイルスの流行に配慮して、インターネット(ZOOM)上での開催となりましたが、2020年12月11日に民事執行法改正に関する勉強会を行いました。

民事執行法という法律は、一般の方にはあまり馴染みのない法律かと思いますが、実務上はとても重要な法律です。例えば、お金を貸した相手方がいつまでもお金を返してくれない場合、訴訟を提起することが考えられます。そして、判決を勝ち取ったとしても、相手方はこれに応じない可能性があります。その場合、強制執行という手続を行い、相手方の財産を差し押さえたりすることができますが、その際に民事執行法という法律が関わってきます。

ただし、相手方のどの財産を差し押さえるかは、本人において特定する必要があります。これまで、相手方がどんな財産(預金、不動産、動産等)を有しているか調査することは容易ではありませんでした。

そこで、今回の法改正によって、相手方の保有している財産を調査しやすくなりました。例えば、裁判所から呼び出しを受けた相手方は、自己の保有している財産について申告しなければならず、これに応じない場合には刑事罰を科すことができるようになりました。また、第三者(銀行や登記所、市町村等)から、相手方の保有している財産に関する情報を取得できる手続も新設されました。

相手方からお金を支払ってもらえない方にいらっしゃいましたら、泣き寝入りせずに、どうぞ弁護士までご相談ください。

弁護士 鮎田謙一

弁護士費用保険(特約)のすすめ

弁護士費用保険(特約)をご存知でしょうか?

これは、自動車保険等の特約として販売されている保険で、加入者が事故等の被害に遭ったとき、弁護士に相談する際の法律相談料や代理人として依頼した際の弁護士費用等を保険会社が支払ってくれるというものです。また、その利用の際には、弁護士会を通じて弁護士の紹介も受けられます。

交通事故は誰しも突然に巻き込まれる可能性があります。しかし、弁護士費用は安くないので、事故によっては請求金額が少額であるために費用倒れになってしまったり、事故で収入が途絶えてしまい費用負担が困難となる場合もあります。また、全面的に相手に責任のある事故(もらい事故)の場合、自分の保険会社は間に入ってくれないので、ご自身で相手の保険会社と交渉することになってしまいます。こんな時こそ弁護士に依頼すると良いのですが、もらい事故なのに費用がかかるのかを感じてしまいます。

その点、保険で費用を貯えるということになれば、安心して相談や依頼ができます。

なお、弁護士費用保険は自動車保険以外にもありますし、保険内容や保険料もそれぞれです。また、ご自身で把握していないとも、実は家族が加入している保険が自分にも適用できた等、意外と使える場合があります。

一度ご自身の保険会社に、加入の有無や適用条件・補償内容を確認し、未加入の場合は加入の検討をしてみてはいかがでしょうか(決して保険会社の回し者ではありません!)。

弁護士 竹内由紀

